

(別紙2) 料金表

利用料金 (居宅サービス計画費)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき介護認定区分に応じて下記の金額を受領し、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出頂ければ、全額払戻を受けられます。

<居宅介護支援費>

基本報酬 (1月あたり)		介護認定区分		介護支援専門員 1人当たり
		要介護		
		1・2	3・4・5	
居宅介護支援費	I (i)	11,860 円	14,110 円	45 件未満
	II (i)			50 件未満
	I (ii)	5,440 円	7,040 円	45 件以上60件未満
	II (ii)	5,270 円	6,830 円	50 件以上60件未満
	I (iii)	3,260 円	4,220 円	60件以上
	II (iii)	3,160 円	4,010 円	

※居宅介護支援費 II(i)～(iii) の算定については、ケアプランデータ連携システム (公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム) の利用及び事務職員の配置行っている場合に算定できる

※自然災害や感染症等による突発的な対応で利用者を受け入れた場合は、例外的に上記表の件数には、含めないこととする

※看取り期において、介護支援専門員が居宅サービス等の利用に向けて、ケアマネジメント業務および一連の準備を行ったものの、サービス利用に至らなかった場合は居宅介護支援費を算定できる

(別紙2) 料金表 (加算項目)

(1) 初回加算 3,000円/回

- ①新規に居宅サービス計画を作成する、もしくは中2ヶ月以上の期間を空けて再開した場合
- ②要支援認定の者が、要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成した場合
- ③介護認定区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

(2) 入院時情報連携加算

①入院時情報連携加算 (I) 2,500円/回

病院・診療所に入院した日のうちに当該職員に対して、必要な情報提供を行った場合

※入院日以前の情報提供を含む

※営業時間終了後または営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む

②入院時情報連携加算 (II) 2,000円/回

病院・診療所に入院した日の翌日または翌々日に、当該職員に対して必要な情報提供を行った場合

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む

(3) 退院・退所加算

①退院・退所加算 (I) イ 4,500円/回

医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている

②退院・退所加算 (I) ロ 6,000円/回

医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報をカンファレンスにより1回受けている

③退院・退所加算 (II) イ 6,000円/回

医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けている

④退院・退所加算 (II) ロ 7,500円/回

医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる

⑤退院・退所加算 (III) 9,000円/回

医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる

(4) ターミナルケアマネジメント加算 4,000円/回

在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上当該利用者の居宅を訪問し、心身の状況等を記録し主治医及び居宅サービス事業者に提供した場合

(5) 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円/回

病院または診療所の求めにより、当該職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）

(6) 通院時情報連携加算 500円/月

利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受け、居宅サービス計画に記録した場合（1月に1回を限度）

(7) 特定事業所加算

特定事業所加算（Ⅰ） 5,190円/月

特定事業所加算（Ⅱ） 4,210円/月

特定事業所加算（Ⅲ） 3,230円/月

特定事業所加算（A） 1,140円/月

算定要件	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(A)
①常勤専従の主任介護支援専門員を配置している *1	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②常勤の介護支援専門員を配置している *1	3名以上	3名以上	2名以上	常勤1名以上 非常勤1名以上
③利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催している	○	○	○	○
④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて相談に対応する体制を確保している	○	○	○	○ 連携でも可
⑤利用者の総数のうち、要介護3、要介護4または要介護5である者の占める割合が40%以上である	○	×	×	×
⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している	○	○	○	○ 連携でも可
⑦地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制整備をしている	○	○	○	○
⑧ヤングケアラーや障害者、生活困窮者、難病患者等に関する事例検討会・研修会に参加している	○	○	○	○
⑨特定事業所集中減算の要件に該当していない	○	○	○	○
⑩介護支援専門員1人当たり 45 名未満(居宅介護支援費Ⅱの場合は 50 名未満)	○	○	○	○
⑪介護支援専門員実務研修における「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保している	○	○	○	○ 連携でも可
⑫他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会を実施している	○	○	○	○ 連携でも可
⑬必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービスを含む)が、包括的に提供されているような居宅サービス計画が作成されている	○	○	○	○

*1 他の職務と兼務をし、または同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない

(8) 特定事業所医療介護連携加算 1, 250円/月

次のいずれにも適合している場合

- ①前前年度の3月～前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院又は診療所等との連携回数が年間35回以上である
- ②前前年度の3月～前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している
- ③特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している